

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.114

2004.2.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(3月のタイ祝祭日のお知らせ) 5日が祝祭日です。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを2月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版)

<http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm>、を更新しました。ご覧ください。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動及び予定)

3月3日にイースタンシーボード工業団地を、10日にロジャナ工業団地にてセミナーを開催し、3月23日より、昨年同様に弁理士研修及び弁理士試験を実施致します。また、日本弁理士会代表団が2月19日に来訪致しました。工業団地セミナーは今年度はこれで一旦終了し、次回は5月より本格的に開催する予定です。また、子供向けサマーキャンプを4月末に開催する予定で企画を進めています。

~ 編集者より ~

鳥インフルエンザ騒ぎが収束しつつある。日本がタイからの輸入を禁止して約40日後ようやく加工肉について検査に合格した工場からの輸入再開に漕ぎ着けた。一時はワッタナ商務大臣発言で、日本に対し報復措置を考えるとまで緊迫した両国関係も収束に向かう様子である。今回の騒ぎで駆けずり回って日本政府との交渉に尽力されたバンポット農務省次官は、以前商

務省知的財産局局長であった方である。また、ワッタナ商務大臣も昨年までは知的財産担当の副大臣をされた方である。いずれも知的財産関係者が活躍されている姿を横目で見ると、元気の出る思いである。

2月に日本発明協会にて「タイの知的財産の啓蒙普及の現状」について委員会で発表を行った。タイの知的財産に関与して10年近くなるが、どうも発明奨励についての情報が入手できなかった点、気になっていたため、昨年10月頃から弊所で集中的に情報収集を行ったのである。日本ではイベントについての情報は主催、共催、後援、協賛など組織だで行われる。が、しかし、どうもタイでは違うようである。「主催はどこですか。」と聞いてもほとんど答えられない。パンフレットがあるのはまだ良い方で、無い場合も多く、調査をするにつれ皆目分らなくなるのが常である。

タイの青少年向けの発明奨励活動は大きく3つのイベントがあるようだ。一つは Thai Invention Awards で、Thai-German Technical Cooperation(GTZ)の協力で、ドイツ雑誌「Stern」が1965年より開催している青少年向け発明展「Jugend forscht」をモデルにタイ王室科学協会、タイ王室科学振興基金、技術革新開発基金、タイ商務省知的財産局などが主催となって2001年より開催している。昨年で第三回となり、大学学部生を中心に地方大会、全国大会が開かれる。応募総数が2002年には100点を超え、全国大会一位には賞金10万バーツ、海外への研修旅行も与えられる。二番目に大きなイベントは、Invention of New Generation で、教育省職業訓練学校局及び民間会社である Loxley が主催している。このコンクールは1989年より実施され毎年開催されている。主に職業訓練学校の学生が教師の指導の下に製作したものを対象にしており、2000年には800点の応募があった。全国大会での優勝賞金は4000バーツである。三番目の大きなイベントは、National Science Week で、教育省や科学技術環境省が主催しているもので、小学生から大人までが対象となり、さまざまなプログラムが毎年繰り広げられている。2003年には日本政府から極地研究所の協力で、南極の氷が持ち込まれ、展示会場を盛り上げていた。この他に例えば Product Design Award があり、これもドイツ政府協力の下に過去行われてきている。

このように一連の青少年向け発明工夫コンクールに相当したイベントが各所で開催されているものの、その体系化がなされていない。また、タイ政府も統括的に把握していないのが実情である。さらに、知的財産権との関係は皆目分らない。知的財産局がこのようなイベントについてどのような関与の仕方をしているかは不明のまま調査を終えた。やはり今後将来、知的財産について政府をサポートするような民間団体の育成が早急に必要なのではなかろうか。今後の展開を期待したい。

～シンガポールの大学当局が違法ダウンロードをした学生から罰金徴収～

シンガポールでは、大学のネットワークを使って著作権のある音楽ファイルを違法に共有し、この6ヶ月の間に大学当局により罰金を課された学生が少なくとも25名いる。この学生たちはインターネットを通じて、無料で音楽のデジタルファイルを提供しているウェブサイトから音楽をダウンロードしていた。このような形で著作物を共有することはシンガポールの法律で禁じられている。しかし、著作権者ではない大学当局が学生を処分できるのかという疑問も残る。National University of Singapore (NUS) は一人当たり200ドルの罰金を学生20名に課している。Nanyang Technological University (NTU) では少なくとも5名の学生に罰金を課しているが、金額については明らかにしていない。シンガポールではこの他に学生に対する処分はないが、米国では昨年からの著作権者が学生を告訴するというケースが多数見られている。著作権者らはNTUやNUSのコンピューターが違法な交換をしていることを突き止め、大学当局に苦情を申し出ている。シンガポールでは違法コピー品を販売、製造、所有した者には10万ドル以下の罰金及び5年以下の懲役が課される。(2004年2月18日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイでは外国ブランドが人気～

タイでは自国のブランドよりも外国ブランドの人気が高いことが、昨日発表されたLand&Houseの調査で明らかになった。Strategic Business Information Consultant Co (SBIC) が行なった調査では、タイの消費者は、車ならトヨタ、冷蔵庫ならSanyo、洗濯機ならLG、パソコンならAcer、エアコンなら三菱、携帯電話ならNokiaの製品を選ぶという結果が出ている。トヨタはタイで最も人気があり、自動車市場の37%を占める。これに続くのがホンダで2004年の市場シェアは27.5%に及ぶものと見られ、この他にすゞのシェアは18.5%、日産は4.1%とSBICでは予想している。現在トヨタの車を持っている人のうち53%が2台目もトヨタの車を購入したいとしているのに対し、ホンダの場合は43.6%に留まっている。また、現在トヨタの車を持っている人のうちホンダに乗り換えたい人は23%、ホンダの車を持っている人のうちトヨタに乗り換えたい人は30.9%という結果も出ている。この調査では、回答者のうち72.2%が新車を購入したいと答えており、タイでは中古車は新車に比べて人気がないことがうかがえる。また、タイで最も人気あるテレビはSonyで、Panasonicとサムソンがこれに続いている。しかしテレビ市場については、昨年サムソンが初めて1位になったという別の報告もある。冷蔵庫で一番人気があるのはSanyoで、サムソンと日立がこれに続く。Nokiaは2004年携帯市場で最も人気があったブランドで、今回の調査でNokiaを選んだ人は81.5%、サムソンが8.3%、モトローラが3.8%となっている。エアコン市場では三菱が人気があり、Trane、Saijo Denki、Yorkがこの後を追う。パソコンではAcerが、洗濯機ではLGが最も人気が高かった。(2004年1月28日、タイネーション)

～タイ米自由貿易協定、知的所有権保護が交渉の鍵～

タイ米間の自由貿易協定交渉において、米国側の三大関心事は投資、サービス業の利用、そして知的所有権保護であると Thailand Development Research Institute (TDRI) の IP 研究者、Somkiat Tangkijvanich 氏は語る。Somkiat Tangkijvanich 氏は、バンコクの米国商工会議所が主要産業におけるタイの競争力と自由貿易協定の下、タイ側が提示する公約についてリサーチを依頼した TDRI の研究チームの一員である。この研究において同氏は、タイが技術力の違いを無視してシンガポール米米間の自由貿易協定を参考にすると柔軟に IP 制度を設計できなくなると指摘している。また同氏は、独占に繋がる IPR の利用に対抗した防護対策について検討すべきであるとし、商務省は現行の事業競争法を強化すべきであると述べている。例えば米国は自国製薬産業の長期的保護の必要性から、相手国に TRIP 協定で定められた 20 年よりも長い保護期間を求めている。もしタイがこの要求を受け入れれば、貧しい人々が安い薬を手に入れられなくなってしまうと Somkiat Tangkijvanich 氏は語っている。特許については、動植物など自然界で発見された遺伝物質や、それを作り出す生物学的過程は特許化されるべきではなく、ソフトウェアやビジネス方法についても除外されるべきだと同氏は述べている。著作権については、権利期間を著作者の死後 70 年とすると、創造性が抑圧される他、著作物を教材にも使用できなくなるとし、タイ政府は現行の著作者の死後 50 年という権利期間を変更するべきではないとコメントしている。また、「植物の新品種の保護に関する国際条約」は先進国の商業化された農業を念頭において作成されたもので、タイはこれを承認すべきではないとしている。

【参考】シンガポール米米間自由貿易協定下の知的所有権キーポイント：

両国は以下の協定に批准又は加盟しなければならない。

- ・ 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約(1974)
- ・ 植物の新品種の保護に関する国際条約(1991)
- ・ WIPO 著作権条約 (1996)
- ・ WIPO 実演・レコード条約 (1996)
- ・ PCT (1984)

著作権及びそれに関連する権利

- ・ 保護期間は著作者の生存期間及び著作者の死後 70 年を下回らないものとする。
- ・ 権利者の許可なくテレビ信号をインターネットで再配信してはならない。

特許

- ・ 両国は植物及び動物を含むいかなる発明についても特許保護を与えるものとする。

インターネットのドメイン名

- ・ 両国の国コードのトップレベルドメイン登録者は、商標侵害に当る悪意によるドメイン名登録についての紛争を解決するため、ICANN Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy の原則に従わなければならない。

(2004年2月13日、バンコクポスト)

～タイのエイズ問題と消費者保護活動家がタイ米 FTA から IP 問題を除外するよう要求～
タイのエイズ問題と消費者保護活動家は、タイ米自由貿易協定により薬の特許が保護され、治療費が高騰することを懸念し、知的財産問題を同協定から除外するよう要求している。タイの Medecins Sans Frontieres(MSF)のメディカルコーディネーターである David Wilson 博士は、エイズの治療は適した薬を手に入れられるかどうかにかかっていると、薬が入手しにくくなるような特許は患者が異議を申し立てるべきであると語っている。イギリスの医療ジャーナル「Lancet」は、現在のタイ米間交渉の結果によっては、適した治療薬が手に入りにくくなる可能性もあるという記事を掲載している。この記事では、アメリカの特許保護強化による影響で、中央アメリカやその他の地域で適した治療薬が手に入りにくくなっていると指摘している。MSF の David Wilson 博士は、タイ政府は特許を持っているエイズ治療薬に比べ大幅に安いジェネリック医薬品を製造しているが、エイズ治療薬の多くは特許保護を受けており、入手困難であると述べている。(2004年2月13日、タイネ-シヨ)

～タイ米自由貿易協定に向け米国は知的所有権保護を要求～
タイ米自由貿易協定は、木曜に米国議会に正式に通知されると、90日以内には交渉が開始される運びとなる。米国のブッシュ大統領は10月、タイと自由貿易協定について交渉を行なう意向を示していた。米国通商代表部の Robert Zoellick 氏は、タイは米国にとって18番目の貿易相手国で、2002年には197億ドルの取引があり、タイとの自由貿易協定締結は米国企業に多大な利益をもたらすことになるコメントしている。特に農業生産者が米国政府を動かしたと言っている。一方で同氏は米国政府がタイの知的財産保護について懸念を示していると強調している。International Intellectual Property Alliance は著作権侵害と市場介入について年に一度の見直しを行い、タイをスペシャル 301 条の監視国から優先監視国へ格下げするよう米国通商代表部に求めた。International Intellectual Property Alliance はタイ以外にも、ブルガリア、コロンビア、ドミニカ共和国、エジプト、イスラエル、クウェートを監視国から優先監視国へ格下げし、アルゼンチン、ブラジル、インド、インドネシア、レバノン、フィリピンの各国を優先監視国へ据え置くよう求めている。自由貿易協定下において米国はタイ政府に対し、知的所有権者への侵害についての賠償、著作権侵害行為や模倣行為を抑制する法律の整備など知的所有権保護の拡大を要求している。

(2004年2月14日、バンコクポスト)

～タイのドンムアン空港で携帯電話やコンピューターの部品の密輸品を押収～

日曜深夜、バンコクのドンムアン空港で大量の密輸品がタイ税関により押収され、密輸の疑いで男3人が逮捕された。押収された商品のほとんどが、携帯電話やコンピューターの部品であった。

(2004年2月17日、タイネ-ション)

～タイのIT関連商品メーカーが密輸業者に対抗し販売促進キャンペーンを実施～

Synnex(Thailand)社はシンガポールや香港から大量に密輸されているIT関連商品と競合するため、同社のLemelブランドの販売促進キャンペーンを開始した。Synnex(Thailand)社は事務用紙メーカーでコンピューターアクセサリ販売も行なっているTKS Technologiesと台湾を本拠地とするSynnexとの合併会社である。昨年のタイIT関連商品市場は1,500億パーツに達しているが、このうち正規品の占める割合は約半分の750億パーツであったと同社幹部は語っている。LemelはCPUとハードディスクドライブを除く様々なIT関連商品に使用されているブランドで、密輸品に比べると3%余り高いが、高級ブランドよりは安いということである。(2004年2月17日、タイネ-ション)

～中国上海でスターバックスが地元企業を商標権侵害で提訴～

米国大手コーヒーチェーンのスターバックスは12月23日、上海に2店舗を構えるコーヒーチェーンの「上海星巴克(Shanghai Xingbake)」に対し商標権侵害で訴えを起こした。これ以前に裁判所による調停を試みていたが、結果は失敗に終わっていた。上海星巴克側は、この名称は商標としてではなく社名として登録されているとし、商標権侵害を理由にしたスターバックスの告訴は無効であると主張している。スターバックスは1999年に中国に進出を果たし、現在の店舗数は上海だけで37店舗、中国全土では100店舗近くに及ぶ。上海星巴克のジェネラルマネージャーであるMao Yubo氏は、当該名称は2000年3月9日に同社の社名として登録されているとして、これはスターバックスが申請するより前のことで、裁判に負けるはずがないとコメントしている。中国に氾濫する模倣行為に対し、外国企業は確固たる姿勢を取っている。中国での模倣行為は最新ハリウッド映画、衣料品、バッグ、薬、煙草から自動車にまで及び、GM社の車を中国の企業がそのままコピーしたという極端な例も報告されている。中国企業がブランド保護に乗り出す例もあり、上海の飲料メーカーYaqing Industry and Tradeはコカ・コーラ社と同社の中国支社に対し、同社の清涼飲料水「Qoo」に使用されている中国語の文字が、Yaqingが販売している飲料「Kuhai」に酷似しているという訴えを起こしている。(2004年2月6日、バンコクポスト、タイネ-ション、シンガポールストレイトタイムズ)

～ 中国上海で地元企業が著作権侵害でモトローラ社を告訴～

台湾の電話機メーカー DBTEL 社の上海支社がモトローラ社に対し、著作権侵害を理由に 1 億 9,800 万円の損害賠償を求める裁判を起こしている。上海 DBTEL Industry は、同社が著作権 (意匠?) 登録している携帯電話のプリント基板をモトローラ社が侵害したと主張している。木曜日に上海第二人民裁判所で第一回目の公聴会が行なわれる予定である。モトローラ社側はこのデザインは中国の著作権法の保護対象物に当たらないとしている。(2004 年 2 月 7 日、タイム-シヨ)

～ インドのチャパティ用小麦がアメリカで特許取得～

遺伝子組み替え種子販売で世界最大手の MONSANTO 社が、北インドの主食チャパティなどクリスピーなパンを作るのに適した小麦、Nap Hal について特許を取得した。MONSANTO 社は 1998 年に食品業界大手の Unilever 社のシリアル部門を買収した際、特許出願についても受け継いでおり、権利化された特許は MONSANTO 社に帰属することになる。Nap Hal は Unilever 社がイギリスの公立植物遺伝子銀行から買い取ったものだが、同銀行の科学者は小麦の遺伝子配列を「発明」としてと解釈し、特許化された。これに対し、環境保護団体グリーンピースは Nap Hal の特性はインドの農民が何世代にも渡り、企業としてではなく共同体として品種を交配させて来たものだとして主張し、MONSANTO 社を生物海賊行為で告訴し、ヨーロッパでの特許化を阻止する構えである。グリーンピースの特許専門家は、ヨーロッパの法律では一般に耕作されている植物は特許登録されないという法律があるが、法の抜け穴もあるとコメントしている。MONSANTO 社在インド広報担当者は、特許を利用する計画はないと、グリーンピース側の訴えに対し反論している。(2004 年 2 月 2 日、タイム-シヨ)